予防接種に関する基本的な計画(平成26年厚生労働省告示第121号)における 記載内容及びこれまでの取り組み状況(本日のヒアリングに係る関連部分)

医療関係者の役割に関する事項

1. 「予防接種に関する基本的な計画」記載事項

第二 国、地方公共団体その他関係者の予防接種に関する役割分担に関する事項

四 医療関係者の役割

医療関係者は、適正かつ効率的な予防接種の実施及び医学的管理、入念な予診、接種事故の防止、被接種者及びその保護者へのワクチンの有効性及び安全性等に関する情報提供、予防接種の安全性の向上のための副反応報告制度の円滑な運用、予防接種の有効性の評価に資する感染症発生動向調査の実施への協力並びにワクチンの最新知見の習得等に努める必要がある。

第六 予防接種の有効性及び安全性の向上に関する施策を推進するための基本的事項

四 予防接種関係者の資質向上

医療従事者は、被接種者及びその保護者に対して予防接種の効果及び副反応に関する丁寧な説明を行うこと、特に接種医は基礎疾患を有する者等に対する慎重な予診を行うことが重要である。一方、近年、接種ワクチンの種類及び回数が増加していることに伴い、接種スケジュール等が複雑化しており、接種事故への懸念及びワクチンの最新知見を習得する必要性が高まっていることを踏まえ、厚生労働省は、文部科学省、都道府県及び市町村、医師会等の関係団体並びに関係学会等と連携し、医療従事者を対象とした予防接種に関する継続的な教育、研修の充実を図る。

2. 現在の取組

国及び地方自治体の取組

予防接種従事者、医療関係者に対して行っている研修において、新たに定期接種に 位置づけられたワクチンに関する知見を中心に最新の情報を提供 平成 30 年3月 29 日開催

第 21 回 予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会

資料1

(実施されている研修)

- 各都道府県が設置する予防接種センターが実施する研修
- ・予防接種従事者研修(予防接種リサーチセンターが実施、全国7カ所で毎年度開催)
- ・予防接種基礎講座(国立国際医療センターが実施、毎年度1回程度)